

山形市経営管理実施権の設定を受ける民間事業者選定要領

1 民間事業者の選定概要

3に掲げる森林を対象として経営管理実施権の設定を受ける民間事業者について、森林経営管理法第36条第3項に基づき、森林経営管理法第36条第2項の規定により公表されている民間事業者の中から選定します。

希望する民間事業者には、森林経営管理法施行規則第33条第1項の規定により、企画提案書を提出していただいた上で、山形市が定める選定委員会が審査を行い、「採用事業者」を決定します。

2 参加資格

- (1) 森林経営管理法第36条第2項の規定により公表されている民間事業者のうち、山形市で経営管理実施権の設定を受けることを希望する者。（「参考」※1）
- (2) 地方自治法施行令167条の4第1項各号に該当する者でないこと（「参考」※2）
- (3) 山形市暴力団排除条例（平成23年市条例第25号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者を社会的に避難されるべき関係を有する者でないこと。
- (4) 山形市税の滞納がないこと。

3 経営管理実施権設定候補森林

No.	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	樹種	林齡
区域1	山形市大字新山 字宇津ノ原 589-4 ほか	115 ろ 119 い	山林ほか	0.99	スギ	52~89
区域2	山形市大字新山 字小物越 1032-1 ほか	116 い 117 い	山林ほか	4.79	スギ	32~73
合 計				5.78ha		

4 スケジュール

令和6年7月 8日(月) 募集開始(山形市役所ホームページに掲載及び民間事業者に通知)・
企画提案書受付開始

7月25日(木) 現場説明会開催

希望する事業体は、7月18日(木)までご連絡下さい。

7月31日(水) 質問受付期間終了

8月30日(金) 企画提案書受付締切

9月30日(月) 審査

10月上旬 選定・結果通知

11月頃 経営管理実施権配分計画の作成・公告

5 提出書類

次の書類を取りまとめいただき、正本1部・副本1部(副本はコピー可)を、事前連絡のうえ持参提出してください。提出時に、ヒアリングを行います。なお、書類作成に伴う費用は申請者が負担するものとします。

(1) 企画提案書(様式1号)及び見積書(見積書は区域ごとに作成すること。)

(2) 添付書類 ①企画提案書の見積書に関する根拠資料

②森林經營管理法第36条第1項の規定による公募に応募した資料の写し

③納税証明書(原本)※

※1 法人の市税の最新の事業年度において未納がないことを示すものを提出ください。

※2 山形市への納税義務がなく、山形市の納税証明書の添付ができない場合は、納税証明書の添付は必要ありません。

受付時間は、土、日、祝祭日を除く平日の午前8時30分から午後5時まで、

受付場所は、山形市役所農林部森林整備課とします。

6 質問の受付及び回答

募集の内容に関する質問は、下記の受付期間内に質問回答書(様式第2号)を持参するか、下記8の連絡先のFAX又は電子メールに提出してください。

受付期間は、令和6年7月12日(金)～令和6年7月31日(水)まで、

受付時間は、土、日、祝祭日を除く平日の午前8時30分から午後5時までとします。

回答は、取りまとめのうえ、令和6年8月5日(月)に山形市役所ホームページに掲載します。

7 その他

経営管理実施権の設定にかかる諸条件については、該当する経営管理権集積計画を参考ください。

8 連絡先

山形市農林部森林整備課森林整備係 田澤、溝越、丹、吉原

電話 023-641-1212 (内線450)

FAX 023-624-8426

E-mail shinrin@city.yamagata-yamagata.lg.jp